

旭市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から **5年以上**継続して旭市に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

下記(1)、(2)の 全て に該当する。		はい・いいえ
(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～③の いずれか に該当する。		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
☐	②「東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 ※東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（雇用保険の被保険者としての就業に限る。）については、当該通勤をしていた期間に、修業年限を上限（高等専門学校は、2年を上限とする。）として当該通学をしていた期間も含めることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が通算して5年以上である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～③の いずれか に該当する。		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
☐	②「東京都、埼玉県及び神奈川県のうちの条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 ※東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（雇用保険の被保険者としての就業に限る。）については、当該通勤をしていた期間に、修業年限を上限（高等専門学校は、2年を上限とする。）として当該通学をしていた期間も含めることができる。 ※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

※条件不利地域

東 京：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 埼 玉：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、
 小鹿野町、東秩父村、神川町
 神奈川：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
 千 葉：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、
 多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

2 移住先に関する要件

下記①～②の 全て に該当する。		はい・いいえ
☐	①移住支援金の申請時、転入してから1年以内である。【転入日： 年 月 日】	
☐	②申請した日から5年以上継続して旭市に居住する意思がある。	

4 その他の要件

下記①～②の 全て に該当する。		はい・いいえ
☐	①暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
☐	②日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	

5-1 世帯員が2人以上の世帯の場合

下記①～④の 全て に該当する。		はい・いいえ
☐	①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。	
☐	②申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。	
☐	③申請者を含む2人以上の世帯員が申請日時点で、転入後1年以内である。	
☐	④申請者を含む2人以上の世帯員が暴力団等の反社会勢力または反社会的と勢力と関係を有する者でないこと。	

※要件5-1すべてに該当する18歳以下の世帯員がいる場合は、要件5-2も記入してください。

5-2 18歳以下の世帯員がいる世帯の場合

下記①～③の 全て に該当する。		はい・いいえ
☐	①18歳以下の世帯員が、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である。	
☐	②18歳以下の世帯員が、申請者ではない。	
☐	③18歳以下の世帯員が、申請者の配偶者ではない。	